

2025年10月22日

板橋区長 坂本 健 様

板橋年金者組合（全日本年金者組合板橋支部）

委員長 野呂 和男

全日本建設交運一般労働組合東京都本部北部支部

支部長 安藤 忠

高齢者の年金・保健・医療・介護・福祉・就労施策等の充実を求める要請書

はじめに

板橋区民・在勤者の福利厚生などの向上に尽力されている貴職に敬意を表します。

コロナ禍がいまだ続く中、毎年の年金の実質減額と物価高が高齢者を特に厳しい状況に陥れています。私たちの要求は切実さを日に日にますものとなっています。地方自治法の第一条の二には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされています。この立場に立ち、板橋区の財政が2025年度末の基金残高が300億円を超え、そのうちどのような事業にも使える財政調整基金が1200億円見込まれる中で、来年度区民の生活安定・向上のためにその財源を使っていただくことを求め、つぎの要請をするものです。

1. 生活できる年金制度のために

（1）年金受給者実態の把握のために

① 2025年3月末の65歳以上の厚生年金受給者人数を明らかにしてください。

② 2025年3月末の国民年金のみの受給者人数について教えてください。

（2）以下の要求について国へ意見書を上げて下さい。

① 昨年も要求しましたが、国民年金（老齢基礎年金）は満額で年に約78万円です。

このうち半分は国庫負担で、月3・3万円になります。これは税金による支出です。無年金・低年金の高齢者に、生活支援の立場から月額3・3万円を支給する制度を作ること。

② 最低保障年金制度は世界の常識です。無年金者・低年金者の生活を救うには最低保障年金制度を確立する必要があります。板橋区として国に最低保障年金制度創設を求める意見書をあげてください。

③ 年金支給額は高齢者の生活費そのものです。年金を自動的に減らす「マクロ経済ストライド制度」や永続的に年金額を削減するいくつもの「改訂ルール」が実施され、毎年のように減額されていきます。現役世代も含め大幅な影響がでる年金カットの「諸制度」に反対する意見書を国にあげてください。

④ 年金支給を2カ月毎の「後払い」ではなく、1カ月毎に「当月分」を支給するよう、国に意見書をあげてください。

⑤ 政府は高齢者の生活実態を調査もせず拙速に「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」を強行しました。政府は現役世代の負担軽減を理由としているが現役世代の軽減は一人当たり年350円です。それどころか親の生計を支える現役世代の生活を危うくす

る政策です。板橋区として高齢者の生活実態を無視したこのような施策を中止するよう、国に意見書を上げてください。

2. 医療・国保・検診等について

- (1) 国民健康保険料の均等割りをなくし、応能負担により保険料を決定してください。
後期高齢者医療保険料は高すぎます。大幅に引き下げてください。
- (2) 高齢者については、無料で毎年歯科検診及び聴覚検診を実施してください。
- (3) すべての高齢者に肺炎球菌ワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を無料で実施してください。
- (4) コロナ感染症に関して、区内の感染者数及び増減を区報等で区民に知らせてください。また、国の2類から5類への変更に関わらず、今までと同様の公的支援を続けると同時に、充実させてください。
- (5) 保健所を増やして、区民の健康を守るため区政を充実してください。
- (6) マイナ保険証は中止し、紙保険証を継続してください。また、医療機関や薬局の窓口でマイナ保険を推進する声掛けをやめさせてください。
- (7) 救急車が来ても受け入れ病院が見つからず、なかなか出発できない時があります。医師、看護師、ベッド数を増やし、医療関係者の増員及び賃金の引き上げのための努力をお願いします。
- (8) 医療費が高いので下げてください。
- (9) 重病になる前の検診が、本人および行政（医療費負担）にとっても大切です。住民健診の利用率など現状を教えてください。

3. 介護制度の改善暮充実と介護労働者の賃金・労働条件の改善について

介護保険料減免措置など高齢者とその家族の負担を軽減する独自施策の実施・拡充を進めてください。多くの団体がコロナ禍で負担増に反対する声をあげています。

- (1) 経済的に困難な高齢者への介護保険料減免措置を充実してください。区独自での第4段階までの軽減措置の実施を求めます。
- (2) 利用料負担の引き上げによる高齢者家計への影響を把握し、経済的理由で必要な介護を減らすことがないように、板橋区独自の利用料軽減措置を講じてください。
23区中11区が利用料軽減を実施しています。せめて非課税世帯には実施してください。
- (3) 特別養護老人ホーム、グループホーム、介護医療院等介護老人保健施設を増設してください。また、これらの施設に低所得者でも入所できるように、補足給付などの軽減では足りないので板橋区独自の負担軽減措置を講じてください。
- (4) 在宅の要介護3以上の要介護者の家族に対して、老人福祉手当がなくなった現在、老人福祉手当に見合う板橋区独自の介護手当を支給する制度を作ってください。
- (5) 介護に携わる労働者の給与は全産業平均より大幅に低い現実があります。介護の職場への入職希望者は減り続け、コロナ禍で離職者も多く、極めて深刻な事態です。労働条件の改善のため国や都に管理・監督の強化を求めるとともに、亡介護労働者

の賃金・労働条件の抜本的改善を区独自の施策としても拡充・強化してください。国に意見書をあげてください。

- (6) 介護職場への入職者を確保する板橋区の独自の措置の昨年以降の進展について教えてください。
- (7) 障害者が65歳時に、障害者総合支援法から介護保険法のサービスに適用が変わる場合、それまでのサービスが縮小されたり、自己負担が増加することはないのでしょうか？ あるとすればならないよう柔軟な対応を要望します。

4. 高齢者の就労促進にかかる要請（全日本建設交運一般労働組合東京都本部北部支部の要求（※建交労対都要求）

- 1. 高年齢者雇用安定法5条36条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体などに対し、次項の具体的援助を行ってください。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号の改正交付に伴ってシルバー人材センターに「準ずる団体」の基準を作成し。優先発注の機会が与えられるような施策を行ってください。
 - (2) 法の精神に沿って高齢者に適した都立公園等の清掃委託などの仕事を事業団協議会加盟団体等に提供するよう関係部局へ連絡文書の配布などの検討をしてください、
 - (3) 高齢者就労の促進のため自主的にその目的をもって活動している団体の調査をしてください。
- 2. 2019年、東京都が作成した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に関し、次の改善の検討をお願いします。
 - ① ソーシャルファームの支援策の中での公共発注における活用において、総合評価方式と合わせ随意契約による優先発注が可能となるよう働きかけてください。
 - ② ソーシャルファーム条例の実効性を上げるために、東京都内23区各市自治体の協力が不可欠と思われます。都として連携して事業が進められるよう働きかけを強めてください。
 - ③ 就労困難者の中に無年金、低年金で働くかなければ生活できない75歳以上の後期高齢者などが含まれるよう検討してください。
- 3. 公園等の清掃・除草等維持管理委託については競争入札による競争激化により、公共工事設計労務単価及び最低賃金はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません。積算基準に基づき適正な賃金が支払われるよう委託契約内容に関して公契約条例の制定及び最低制限価格制度の導入を行い改善してください。又「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に従い適切な対策を講じてください。

5. 板橋区への個別要求

- ① 区立公園内のトイレの改修については、一年に2か所程度ではなく、予算を大幅に増やし、早急にすべて洋式トイレにしてください。その際に、女性専用トイレも設置して

ください。また、一昨年「バリアフリートイレへの更新を含め毎年可能な個所を整備していく」と回答をいただいている。2024年度の実績を教えてください。

② 太陽光発電の各家庭用パネル設置の費用の補助を復活してください。一昨年、「区民・事業者の省エネ行動を促す施策に転換して温室効果ガス削減に取り組む」との回答をいただきましたが、効果はどのようにあったのでしょうか教えてください。

③ 高齢者の補聴器購入費について、さらなる助成額の引き上げと対象の拡大（所得制限の撤廃）を求めます。少なくとも対象を非課税世帯とするのではなく本人非課税まで広げてください。

④ 区立高齢者住宅と区営住宅の増設をお願いします。

⑤ 「風水害の対応のため地域防災計画について抜本的に見直してください。例えば、蓮根町の居住者は坂下から土手までの広い範囲がハザードマップでブルーです。避難場所の学校もブルーの中にあります。自宅から荒川に向かって避難することになり、危険を感じます。他にもあると思われますので、全面的に見直してください」との要請に対し、「地域防災 計画を昨年度中に見直す」との回答でした。見直された結果を教えてください。30年以内に、大きな地震と、ともに津波が襲うという予測もされています。この対策についても検討していたら教えてください。

避難道路の確保とともに避難場所の数を人口に見合うように増やし、区民が迷わず即避難できるよう周知してください。

⑥ 災害時の情報を区民に迅速正確に伝えるシステムを確立してください。また、災害時に頼りにできるのは正規職員です。そのためにも正規の職員を増員してください。委託の労働者は地域住民の奉仕者にはなりえないと思います。

⑦ 災害時対応するべくトイレカーを準備してください。

⑧ 水道管の老朽化の状況を調査し、必要な対応をしてください。

⑨ 区内公共施設の利用に関して、値上げを行わないでください。また、高齢者・障害者に対しては5割減額を原則無料してください。

⑩ 料金100円程度でのコミュニティバスを運行してください。特に、大谷口、幸町、新河岸3丁目地域をお願します。又、コミュニティバスの路線を増やしてください。

⑪ 区内のバス停に屋根・イス及び風よけをつけていただくよう関係機関に要請してください。

⑫ 目の不自由の方や高齢化で動きがおぼつかない方の線路への転落事故などを防ぐため、東上線各駅のホームドア設置が求められています。一日も早くホームドア設置を実現するべく東武鉄道株式会社に強く要請を行ってください。

⑬ 物価高の折、板橋区敬老入浴事業で70歳以上に支給されている入浴券の枚数を1週間に1回程度利用できるように倍の50枚に増やしてください。

⑭ 65歳以上の高齢者が区営の集会所や地域センター等を利用する際の利用料の減免措置を全面的に行ってください。

⑮ 高齢者に対する文化・スポーツ・余暇活動等の日常的な機会の場と補助金制度を新設してください。

⑯ 小中学校生徒の給食費の無償化を来年度以降も実施し、不登校生徒、私立小中学校、朝鮮学校に通う生徒にも広げてください。

- ⑯ 健康の維持や増進のため、高齢者の多くが散歩を日常化しています。石神井川沿いや遊歩道などに、疲れたら腰かけられる椅子等を 50 メートル単位程度に設置してください。
- ⑰ 東武練馬イオン前のバス停が狭いため歩道に人があふれています。バス停の拡充を行ってください。

6. 板橋区として国及び東京都への要請を求める事項

- ① 板橋区の人口は減少していません。増加しています。都営住宅・公社住宅の増設を要求してください。
- ② 東京都の設定は他制度との均衡・整合性を確保しているとは思えません。シルバーパスの購入額について収入に応じての負担を求めるのではなく対象全員無料で交付されるよう求めてください。(都のシルバーパスを交付してもらうには、所得が 125 万円以上の方 は、交付手数料 12,000 円が必要です。それ以外は 1,000 円) また、現在の制度では東上線・西武線を利用することができません。沿線の高齢者にとっては大変不平等です。

東上線、西武線にこれらを利用できるよう板橋区として東京都に要請してください。

- ② 消費税減税とインボイス制度中止を求めてください。

中小零細の商売を営む売り上げ 1 千万円以下の消費税免税事業者が 2023 年 10 月から適格請求書（インボイス制度）が導入されました。インボイス（送り状、仕入れ書がなければ仕入れ税額控除はできません。インボイスの発行は複雑で零細業者には到底無理です。このままでは、倒産廃業する零細業者が増え続けます。板橋区は、消費税を 5 % に戻し、適格請求書の導入を廃止するよう国に意見書を上げてください。